

海上工事等の海上保安庁長官への通報 (水路業務法第19条第1項に基づく通報)

・港湾の修築や埋立、護岸工事等海岸線に変化を及ぼす工事は、船舶の安全航行に多大な影響を与えるほか海岸線の変化は航海に必要な目標に大きな変化を与えることから、法律により海上保安庁長官への通報が義務づけられています。

・海上保安庁は、通報された情報を水路通報や海図等により周知を行うことで航海の安全に寄与しています。

・通報は、別紙様式により第六管区海上保安本部海洋情報部監理課へ電子メールで提出して下さい。

【提出・お問い合わせ先】 第六管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
電 話：082-251-5111（代表）
E-mail：kan6-joho@jodc.go.jp



水路業務法第19条第1項

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

適用海域		海域別工事例	
港湾	- 港則法第2条に定める「港」の区域 - 港則法第2条第3項に定める「港湾」の区域 - 漁港及び漁場の整備等に関する法律第2条に定める「漁港」の区域	岸線の形状に変化を与える工事	岸壁、ふ頭、防波堤、護岸、離岸堤、導流堤等の港湾施設の築造、改良、撤去工事
		水深に変化を与える工事	- ケーソン、ブロック仮置き場の築造、撤去工事 - 埋立、掘下げ
		船舶交通の障害となる工事	海底管、海上管、海底線等の設置工事
その他の海岸線	上記港湾区域以外の海岸線及びその付近の海域	海面に現出	離岸堤、導流堤、波除堤、導水堤、突堤、護岸等の築造、改良、撤去工事
		海面下	- 水深の変化を伴う潜堤の築造、改良、撤去工事 - 覆砂工事 - 海底波高計、海底線、魚礁の設置工事

海上工事をする際は

「水路業務法第19条第1項に基づく通報」

が必要です！

どんな工事が対象？

岸線の形状が変化するもの

・岸壁や防波堤の築造・改良・撤去

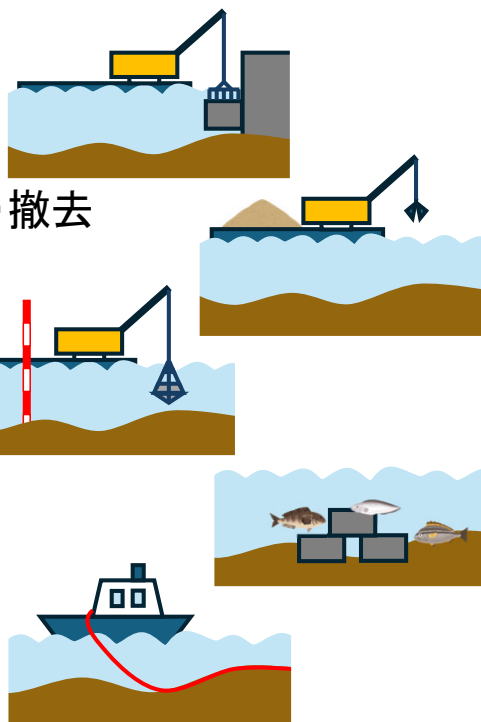
水深が変化するもの

・埋め立てや掘下げ、覆砂

・ケーソンや魚礁の設置

船舶交通の障害となるもの

・海底線等の設置・撤去



提出方法は？

提出書類

- ・通報様式
- ・工事の概要がわかるもの
- ・平面図



提出方法

- ・下記URLまたは左のQRコードから様式をダウンロードし、電子メールで提出



<https://www1.kaiho.milt.go.jp/KAN6/kanri/19/19.html>



第六管区海上保安本部海洋情報部